

# ポイントに関する会計 ——収益認識会計基準の制定による影響——

糟 谷 修

## 1. 本稿の目的と概要

我が国において、ポイントは多くの企業で発行されその発行数は増加を続けている。従来の我が国の会計ルールにおいてはポイントに関しての明確な規定が存在せず、実務上ポイント引当金を設定することによって処理されてきた。また国際財務報告基準（IFRS）にはポイントに関する規定があり我が国と異なる会計処理が行われてきた。

2018年3月、我が国は企業会計基準委員会（ASBJ）において国際財務報告基準との整合性を図るべく「収益認識に関する会計基準<sup>1</sup>」を制定した。この収益認識会計基準によりポイントに関する会計処理は制度的に確立したものになったとされる。収益認識会計基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用されることになっているが、2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用が可能となっている。この収益認識会計基準が制定されたことにより法人税法も改正が行われ、収益認識会計基準が法人税の所得計算の基礎となった。

以前ポイントなどは会計上とるに足りないような重要性の乏しいものと扱われていたようである。また強制法規である法人税法においてポイント引当金繰入額はただ単に自己否認をするだけ、すなわち損金算入がそもそもされないものであり、課税当局との認識をめぐる攻防なども存在しないため、企業側においてポイントに関しどの程度厳密に保守主義の原則に即した会計処理をされていたかどうかは疑問に感ずるところである。

当分の間、中小企業は収益認識会計基準の対象外となるようではあるが、今後ポイントに関する会計処理は多くの企業にとって重要性を増すことは想定に難くない。

またポイントに関する会計処理のための数値測定には数多くの前提事項、すなわち企業の予測見積もりが入ることになり客観的な数値計上はどのように行われるべきか、との問題もある。これらを踏まえてポイントに関する会計処理の問題点を検証し考察を加えたいと考えている。

またポイントに関する会計処理はポイントを負債として認識する、すなわち将来財貨役務を提供する側の企業を対象にするものと思われるが、その反対側のポイントを資産と考え得る企業の会計処理はどのようにすべきかについても若干触れたいと思う。

収益認識会計基準はまだ新しい制度であり、議論が進んではいないようである。実務家の間においても、そもそも収益認識基準とは一体どのようなもので従来基準と何が違うのかよくわ

からない、との声をよく聞く。更にまたほとんどすべての企業における実務の上では会計上の決算報告書を作成すると同時に法人税や消費税の申告処理を同時に行う必要がある。

そこで本稿では収益認識会計基準導入によりポイントに関する会計・法人税・消費税の処理がどのようなものになるのかを、先行研究を基にして簡記し、その上で私なりに解釈・批評することを目的とする。

## 2. ポイント付与の現状

### 2.1 ポイントの発行状況

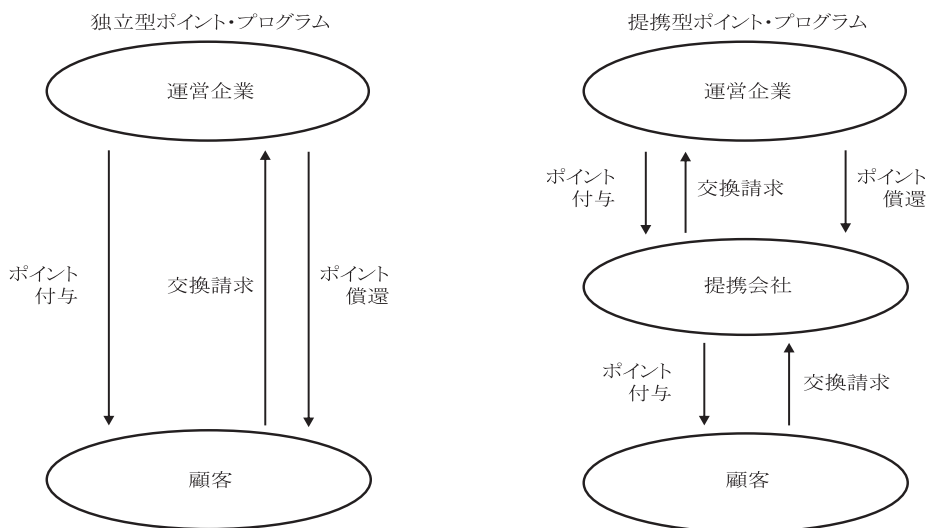
村上（2017）によれば、現在航空業、小売業、金融業など多くの業種・業態で、通常の営業活動に付帯する形でポイントが発行されている。航空業においては顧客が航空サービスを享受する際その飛行距離に応じてポイントを獲得でき、小売業においては、財貨の購入金額に各企業が設定した比率に応じたポイントを顧客は獲得できる。発行されたポイントは次回の財貨・用役の値引き、財貨・用役以外の景品等と交換、近年では電子マネー等の支払い手段に交換することも可能となっている<sup>2</sup>。

### 2.2 ポイント・プログラムの類型

村上（2017）によれば、ポイント・プログラムはポイント取引の当事者やポイントの発行形態によりいくつかの類型に分類されるが、主なものとして次の2種類がある。ひとつはポイント・プログラムを運営する企業（運営企業）がポイントを顧客に発行し顧客は当該ポイントを運営企業にのみ使用できるものであり、このような取引形態を独立型ポイント・プログラムという。いまひとつはポイントを発行する企業が運営企業だけでなく当該ポイント・プログラムに参加している企業（提携企業）も顧客にポイントを発行する場合や、発行されたポイントを顧客は運営企業だけではなく提携企業でも使用できるものであり、このような取引形態を提携型ポイント・プログラムという<sup>3</sup>。

以下図表1において独立型及び提携型ポイント・プログラムの概念図を先行研究より引用する。なお提携型ポイント・プログラムで、運営企業と顧客が取引をした場合には、独立型ポイント・プログラムと変わらないことから、同図表における提携型ポイント・プログラムの概念図では運営企業と顧客との取引は示されていない。

現在ポイント・プログラムは他にも多様な形態が見られるようであるが、本稿ではポイント・プログラムの基本形である独立型ポイント・プログラムの会計処理を論ずることとする。



図表1 独立型および提携型ポイント・プログラムの概念図

(出典) 村上 (2017)、7頁

### 2.3 ポイントの性格

石川 (2010) によれば、今日多くの企業が取り入れているポイントのシステムは、頻繁に利用する顧客、お得意さんに対して行っていた割引等のサービスを更に発展させ、顧客をできるだけお得意さん化するための方法としてシステム化したものと考えられ、しばしば「顧客の囲い込み」のための方法という表現も使われる<sup>4</sup>。

## 3. 収益認識会計基準の制定

企業会計基準委員会は、収益認識会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点として会計基準を定めることとしており、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとしている。

収益認識会計基準の適用により、収益認識の基本原則が「実現主義」から「顧客への支配の移転」になる。収益認識会計基準は、基本となる原則を実現するための5つのステップから構成された収益認識モデルを採用している<sup>5</sup>。

収益認識会計基準の5つのステップは以下の通りである。(収益認識会計基準第17項)

- 1 顧客との契約を識別する。
- 2 契約による履行義務を識別する。
- 3 取引価格を算定する。
- 4 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- 5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## 4. ポイントに関する会計処理

### 4.1 従来 of 日本基準による会計処理

石川（2008）によれば、ポイントをとどのように会計処理するかについては従来明確な基準はなかった。それは当初は個々の企業の売上高に占める割合がわずかであったことによるものと考えられる。しかしポイントの重要性が大きくなった昨今では将来において負担すべきものとして無視できないものとなっていることは事実であり、実務主導で会計処理が行われてきた。

おおむね顧客がポイントと引き換えに商品を購入する場合に売上を認識しない方法、又はポイントの使用時に費用処理する会計処理が行われていたようである。

だが近年ではポイントの重要性が増し、企業がすでに発行したポイントの残高も無視できないほど大きくなったため、ポイントの残高を何らかの債務として認識する企業が増えている。そうした企業の多くはポイントについて、負債の一種として引当処理しているようである<sup>6</sup>。

### 4.2 国際財務報告基準による会計処理

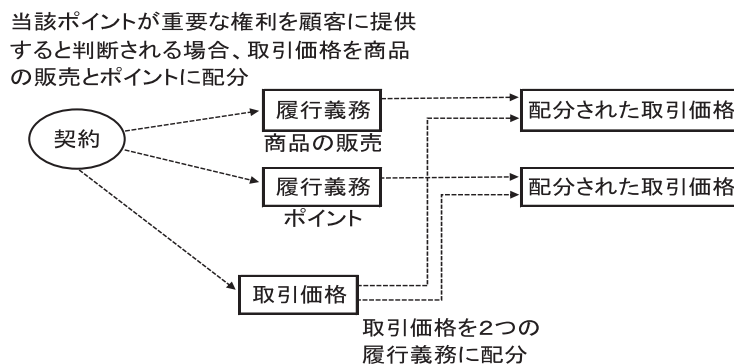
国際会計基準審議会（IASB）が2014年に公表したIFRS第15号によってポイントに関する会計処理を定めている。本会計基準では5つのステップを適用して、収益認識を行うことを求めている。一般的なポイント付与取引に同号の規定を適用すると、売上と同時にポイントが付与される場合、売上とポイントに関する別個の履行義務が識別され、受取対価が各履行義務の独立販売価格に応じて比例配分される<sup>7</sup>。

### 4.3 収益認識会計基準による会計処理

太田（2018）によれば、従来の実務では、ポイントについては、将来のポイントとの交換に要すると見込まれる額を引当金として計上されることが多かったが、収益認識会計基準では、商品やサービスの提供に付随して付与されるポイントは、追加的な財又はサービスを無料又は割引価格で取得できる顧客のオプションとして取り扱われるものとされる。

ポイント制度等において、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供すると判断される場合、当該ポイント部分について履行義務として識別し、収益の計上が繰り延べられる。（適用指針第48項から第51項）。

ポイントは、商品の販売とは別個の履行義務になると考えられ、取引価格を当初販売した商品とポイントにそれぞれの独立販売価格の比に基づき配分し、それぞれの履行義務を充足した時点、すなわち、商品については販売された時点、また、ポイントについては利用された時点で、収益を認識することになる。ポイントは付与した時点では、履行義務を充足していないため契約負債として認識し、ポイントが利用されるに応じて、契約負債から収益に振り替える処



図表 2 履行義務の識別の例

(出典) 太田 (2018)、65 頁

理になる。

多種類のポイント制度を導入している企業の場合、ポイント制度ごとの独立販売価格を算出することに一定の実務負担等が生じることも考えられる。

引当金を計上する従来の実務と比較して、収益の計上額が異なることとなる<sup>8</sup>。

#### 4.4 会計処理の設例

それではポイントに関する会計処理は、従来の日本基準と収益認識会計基準ではどのように変わるのだろうか。具体例を太田 (2018) より引用・一部修正加除筆する<sup>9</sup>。

##### ポイントの会計処理の設例

顧客に対して売上 100 円に対して 5 ポイントを付与し、次の買い物から 1 ポイント 1 円で利用できる制度を当期から導入した。

当期の売上高は 8,000,000 円、当期末までに付与したポイントは 400,000 ポイントであるが、翌期以降に利用される見込みのポイントは、350,000 ポイントと見積もられた。当該商品の独立販売価格は 8,000,000 円、ポイントの独立販売価格は 350,000 円と見積もられた。

翌期の売上高は 10,250,000 円（現金売上 10,000,000 円 + ポイント利用分 250,000 円）であった。すなわち、翌期に利用されたポイントは 250,000 ポイントであった。

##### 1. 従来の日本実務

(当期)

預貯金	8,000,000	／	売上	8,000,000
-----	-----------	---	----	-----------

販管費	350,000	/	ポイント引当金	350,000
(翌期)				
預貯金	10,000,000	/	売上	10,250,000
ポイント引当金	250,000	/		

## 2. 収益認識会計基準ベースの処理

(当期)				
預貯金	8,000,000	/	売上	7,664,671
		/	契約負債（繰延収益）	335,329

(注)  $8,000,000 \times 8,000,000 / 8,350,000 = 7,664,671$

$8,000,000 \times 350,000 / 8,350,000 = 335,329$

(翌期)				
預貯金	10,000,000	/	売上	10,000,000
契約負債（繰延収益）	239,521	/	売上	239,521

(注)  $335,329 \times 250,000 / 350,000 = 239,521$

上記のように、ポイントを商品の販売と別個の履行義務とみるため、ポイントに配分される金額分だけ、商品の販売に係る売上が従来に比べて減少することになる。

(出典) 太田 (2018) 66 頁、筆者にて一部修正加除筆

## 5. ポイントに関する法人税法の規定

### 5.1 従来 of 日本基準

ポイント引当金の設定につき売上値引きによる収益の減少額又は販売促進費として費用計上した金額は、税務上は自己否認金額、すなわち損金とされないこととなっていた。

### 5.2 収益認識会計基準に係る法改正

法人税法上は、重要な権利を付与するものとして次の①から④のすべての要件を満たすもの

について、継続適用を条件として、自己発行ポイントについて、当初の資産の販売等とは別の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとすることが認められる（法基通 2-1-1 の 7）。4つの要件をすべて満たす場合に、収益認識会計基準に基づく会計処理が認められ、ポイントについて収益の繰り延べが認められる<sup>10</sup>。

- ① その付与したポイントが当初資産の販売等の契約を締結しなければ相手方が受け取れない重要な権利を与えるものであること
- ② その付与したポイントが発行年度ごとに区分して管理されていること
- ③ 法人が付与したポイントに関する権利につきその有効期限が経過したこと、規約その他の契約で定める違反事項に相手方が抵触したことその他の当該法人の責に帰さないやむを得ない事情があること以外の理由により一方的に失わせることができないことが規約その他の契約において明らかにされていること
- ④ 次のいずれかの要件を満たすこと
  - (イ) その付与したポイントの呈示があった場合に値引き等をする金額が明らかにされており、かつ、将来の資産の販売等に際して、たとえ1ポイント又は1枚のクーポンの呈示があっても値引き等をするものとされていること
  - (ロ) その付与したポイントが当該法人以外の者が運営するポイント又は自ら運営する他のポイントで、(イ)に該当するものと所定の交換比率により交換できることとされていること

## 6. 消費税処理に係る会計、法人税との乖離の問題

### 6.1 乖離の発生

法人税法は、収益認識会計基準に合わせられる範囲で一定の対応が図られたと考えられる。履行義務の充足により収益を認識するという考え方は、法人税法上の実現主義の考え方と齟齬をきたすのではなく、原則として収益認識会計基準の考え方が取り込まれている。

太田（2018）によれば、消費税の取り扱いについては特段の改正はなく、従来通りの取り扱いになる。消費税法上、税額計算の基礎となる課税標準の額は、課税資産の譲渡等の対価の額と規定されており、課税資産の譲渡等の対価の額は、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とされている。課税資産の譲渡等の対価の額とは、消費税額等を含まないものであるが、この場合の「收受すべき」とは別に定めるものを除き、その課税資産の譲渡等を行った場合の課税資産等の価額をいうのではなく、その譲渡等に係る当事者間で授受することとした対価の額という（消基通 10-1-1）。

収益認識会計基準に対応する消費税法の改正はないため、会計及び法人税の取り扱いと消費税の扱いは連動しない面が生じる、とされる<sup>11</sup>。

## 6.2 会計・法人税と消費税の乖離に関する設例

収益認識会計基準を採用した場合に、会計・法人税と消費税がどのように乖離するだろうか。具体例を太田（2018）より引用・一部修正加除筆する<sup>12</sup>。

## 会計・法人税と消費税の乖離に関する設例

顧客に対して売上100円（税抜）に対して5ポイントを付与し、次の買い物から1ポイント1円で利用できる制度を当期から導入した。当社は、当該ポイントを顧客に付与する重要な権利であると認識している。

当期の売上高は8,000,000円（税抜）、当期末までに付与したポイントは400,000ポイントであるが、翌期以降に利用される見込みのポイントは、350,000ポイントと見積もられた。当該商品の独立販売価格は8,000,000円、ポイントの独立販売価格は350,000円と見積もられた。

翌期の現金売上は10,000,000円（税抜）であった。また、翌期に利用されたポイントは250,000ポイントであった。当期と翌期の会計処理を示すと以下の通りとなる。

なお、法人税法上は、法人税基本通達2-1-1の7の定める要件を満たしており、会計処理が認容されるものとする。

(当期)

預貯金	8,800,000	／	売上	7,664,671
			契約負債（繰延収益）	335,329
			仮受消費税額等	800,000

(注)  $8,000,000 \times 8,000,000 / 8,350,000 = 7,664,671$

$8,000,000 \times 350,000 / 8,350,000 = 335,329$

(翌期)

預貯金	11,000,000	／	売上	10,000,000
			仮受消費税等	1,000,000
契約負債（繰延収益）	239,521	／	売上	239,521

(注)  $335,329 \times 250,000 / 350,000 = 239,521$

上記のように、当期の消費税法上の譲渡等の対価の額は、あくまでも8,000,000円であり、その8,000,000円に対して10%を乗じた800,000円が課税売上げに係る消費税等の額になる。



また、ポイントが使用された部分に対して、契約負債から売上に振替が行われる。消費税法上は、従来どおり、課税売上の対価が250,000円であり、売上げに係る対価の返還等の額が同額の250,000円になると考えられる。課税売上げに係る消費税額が25,000円、対価の返還等に係る消費税額が25,000円となり、差引消費税額はゼロとなる。

（出典）太田（2018）151頁～153頁を筆者にて一部修正加除筆

## 7. 国税庁平成30年5月公表収益認識会計基準取り扱い例

国税庁は納税者の便宜に応えるべく、平成30年5月に「収益認識基準による場合の取り扱いの例」を公表した。

そこには、以下の記載がなされている。

『今般の「収益認識に関する会計基準」の導入に伴い、法人税法等の改正が行われたところですが、取引の事例によっては「収益認識に関する会計基準」に沿って会計処理を行った場合の収益の計上額、法人税における所得金額の計算上益金の額に算入する金額及び消費税における課税資産の譲渡等の対価の額がそれぞれ異なることがありますので注意が必要です。

次の事例は、「収益認識に関する会計基準」に沿って会計処理を行った場合に、会計・法人税・消費税のいずれかの処理が異なることとなる典型的なものとなります。』

とした上で、具体例の一つとして「自社ポイントの付与」を挙げている。以下に引用・一部修正する<sup>13</sup>。

### 自社ポイントの付与（論点：履行義務の識別）

家電量販店を展開するA社はポイント制度を運営している。A社は、顧客の100円（税込）の購入につき10ポイントを付与する（ただし、ポイント使用部分についてはポイントは付与されない）。顧客は、1ポイントを当該家電量販店グループの1円の商品と交換することができる。×1年度にA社は顧客に11,000円（税込）の商品を販売し、1,100ポイントを付与した（消化率100%と仮定）。A社は当該ポイントを顧客に付与する重要な権利と認識している。顧客は当初付与されたポイントについて認識しない。なお、消費税率10%とする。

会計、法人税の取扱い、消費税の取扱い

(単位：円)

		会計		法人税の取扱い		消費税の取扱い	
商品の 売買時	売手	現金 11,000	売上※1 9,010	同左	売手	課税売上げの対価 10,000	
			契約負債※2 990		課税売上げに係る消費税額 1,000		
	買手	仕入 10,000	現金 11,000		買手	課税仕入れの対価 10,000	
		仮払消費税 1,000			課税仕入れに係る消費税額 1,000		
ポイント 使用時	売手(税込1,100円の商品売買時に1,100ポイントが使用された場合)			同左	売手	課税売上げの対価 1,000	
		契約負債 990	売上 990		1,000 × 10% = 100 税額 100		
					対価の返還等(ポイント分) △ 1,000		
					(1,100 × 100 / 110) × 10% = 10 税額 △ 100		
	買手(税込1,100円の商品売買時に1,100ポイントを使用した場合)				差引消費税額(100-100) 0		
		(処理なし)※3		買手	課税仕入れの対価 1,000		
				1,000 × 10% = 100 税額 100			
				対価の返還等(ポイント分) △ 1,000			
				(1,100 × 100 / 110) × 10% = 100 税額 △ 100			
				差引消費税額(100-100) 0			
		※1 (商品)10,000 × 10,000 / (10,000 + 1,100) = 9,010					
		※2 (ポイント)10,000 × 1,100 / (10,000 + 1,100) = 990					
		※3 ポイント使用を仕入値引とする等の複数の処理がありうる					

(出典) 国税庁ホームページ、筆者にて一部修正

8. 収益認識会計基準の実務上の問題点

収益認識会計基準によるポイント会計処理は多くの「見積り」の介在する余地がある。ポイントに関して企業によっては、日々数多の取引が発生する。従来の会計慣行では、日々の収益計上を行い、期末に未済ポイント価値に過去のポイント行使実績などから推定した行使割合をかけて引当金を計上するようなものであった。過去の行使割合が直ちに当期の行使割合となるわけではないが、期末現在における負債を認識する基準としては相当程度の合理性や客観性を有するとはいえよう。また期末での見積計算は、決算手続きの一環であり、決算手続きはそもそも見積計算を行う場である。

収益認識会計基準では、ポイントが発生する日々の売上に対して、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供しているか否かを判断し、提供していると判断された場合には取引価格を当初販売した商品とポイントにそれぞれの独立販売価格の比に基づいて配分し、ポイントを付与した時点では履行義務を充足していない部分は契約負債、すなわち前受金として認識する必要がある。つまり売上と契約負債をその都度割り振って計上することが求められる。見積計上する根拠は毎回の仕訳ごとに変えるわけではないだろうが、見積もり要素が多ければ多いほど財務報告の客観性は低くなり、情報としての信憑性が低下してしまうかもしれない。

取引価格を当初販売した商品とポイントそれぞれの独立販売価格の比に基づき配分するとし

て、その「独立販売価格」はどのように算出するか、算出した「独立販売価格」の信憑性はどのように判断するか、「独立販売価格」の見直しはどのタイミングで行うか、等々の問題が生ずる。またそもそもこのような複雑な会計処理が日々の実務に耐えうるのか、というような問題があるだろう。もし複雑な会計処理を適正にできないならば、かえって従来のような期末における簡便な見積計算の方がより客観性を持っているとさえいえるかもしれない。

ポイントに関しては、種類ごとに管理をし、実際に使用されるだろう金額をその都度見積もり、失効するポイントに相当する金額を収益に振り替えるなど、相当に煩雑な実務を行わなければならない。当分の間、収益認識会計基準は、法律上の大企業や上場企業などの一部の会社にのみ強制適用されることになっているが、将来はすべての会社に適用されることになるかもしれない。また大手企業との取引を行うため、あるいは公共事業への入札条件などを満たすために収益認識会計基準の導入が事実上強制され、今すぐにも収益認識会計基準の導入を迫られる中小企業があるかもしれない。その場合にどの程度の正確性を持った処理が必要かも課題となり、またそもそも経理能力水準の不足により収益認識会計基準などおよそ導入できず、よって得べかりし収益そのものを泣く泣く諦めざるを得ない中小企業も出てくるかもしれない。

## 9. 法人税の適用における問題点

従来の会計処理に基づく法人税の計算では、ポイント引当金は確定債務でないことからこれに対応する費用や収益減算は損金とは認められずに、別表四加算項目すなわち損金不算入とされていた。そのこと自体は、会計と法人税の不一致部分であり、両者の差があまり多くない方がよいという観点からみれば好ましくないことだったかもしれない。しかしながら実現主義によって計上した収益を基に将来発生するかどうか未確定な費用や損失などを除外して課税所得計算を行うのは、課税の公平という観点からは理にかなっていたことではあろう。

収益認識会計基準による会計利益算出をしている場合には、原則として法人税の課税所得もポイントに関する契約負債に相当する金額は、収益に計上されない。すなわち会計処理と法人税処理が一致することになる。しかし法人税法では、会計上収益認識会計基準を適用した企業が、重要な権利を付与するものとして一定の要件に該当する場合、継続適用を要件として、ポイントに関する契約負債相当額を益金算入「しないことができる」としているように、かなり勿体ぶったような表現をとっている。つまり法人税法では、契約負債相当額についても国の立場からいえば、本当なら課税所得を構成してほしいけれども、国際標準に合わせた会計処理をしているなら課税所得から除くことも認めてやらないでもない、ただし収益認識会計基準より高い水準の法人税法の規定をクリアしたならば、という条件を付けているように思われる。課税の公平を主たる目的とする法人税法としてはこのような規定を用意するのも理解できないこともない。収益認識会計基準が「法律」で定められているわけではないため、本来収益認識会計基準のレベルに該当しない場合であっても会計上契約負債を認識し、それに伴い契約負債相当額の法人税課税の繰り延べをしようとする行為を防止する意図があるだろうからである。

しかしながら、収益認識会計基準に合致するはずだとして会計上契約負債を認識している法人の処理が、法人税法の水準に合致していないからとして税務上の否認が行われる事態が頻発するようなことがあるとするならば、税法の取り扱いが過度に煩雑になり、また予測可能性などの点での税務リスクも増すことになるだろう。確定決算主義をとる我が国の法人税法の根本理念としては、特段の課税政策上の相違以外は、公正な会計慣行に従って算出された会計上の利益を基に法人税を計算すべし、となっていることから、収益認識会計基準を適用している場合の契約負債相当額を課税対象にしない要件はもっと単純にわかりやすくすべきであろう。

## 10. 消費税の適用における問題点

国内取引に関して消費税の課税対象となるのは、①国内において②事業者が事業として③対価を得て行う④資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供、である。そしてその消費税の税額計算の基礎となる課税標準の額は、課税資産の譲渡等の対価の額とされており、課税資産の譲渡等の対価の額は、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とされている、ということは前に述べた。

消費税の計算は、規定上原則として1課税期間（通常1年）の税込課税金額を算定することからスタートして課税売上げに係る税額と課税仕入れに係る税額を求め、その差額を納付税額とすることとなっている。しかしながら実務上は、取引仕訳ごとに消費税の課税対象か否か、あるいは免税、非課税かなどを判断し、課税対象と判断したならば何%の課税なのかを検査し、仕訳入力する際にその都度それぞれの態様を入力して後は自動計算で消費税の申告計算につなげることになる。勿論その後損益計算書を基にして消費税の申告計算にミステイクがないかを検討することになる。あくまでも会計上の金額を基に消費税の計算ができることを前提としている。各勘定科目は消費税の課税対象であるもの、消費税の課税対象でないもの、あるいは双方が混在しているものがあり、損益計算書と総勘定元帳から消費税に計算の適否を検証することが可能である。

収益認識会計基準によって経理を行う場合に、会計上の収益と消費税の課税対象額が異なるということであるが、なぜ異なるのだろうか。収益認識会計基準で収益として認識する金額が従来基準に比べ契約負債相当額だけ減少する、ということはその契約負債相当額は販売した財貨の対価ではない、と考えるわけである。とすれば消費税の計算においても契約負債相当額を除いた金額を課税資産である財貨の譲渡に対する「対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭」と解釈すべきであろう。

収益認識会計基準によって経理した資産の譲渡対価が消費税の課税対象額と異なるという現在の国税庁などの解釈は、消費税の根本原理に合致しているだろうか疑問を抱かずにいられない。また何より徒に実務が煩雑になって適正な納税義務を果たすことができなくなる虞もあるだろうと思われる。特に経理の能力が十分ではない中小の企業にとっては税務処理コストが追加的に発生し、また税務否認リスクも同時に増し、ひいては納税者の納税意識にもマイナスの

影響を与えるものとなりかねない。

収益認識会計基準によって会計上の処理をする場合にも、消費税の課税売上のような数値は会計上の収益計上数値と一致させるべきである、と考える。

## 11. 契約負債に対応する顧客側の資産計上の可否

収益認識会計基準は（中略）顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。（収益認識会計基準第3項）。

成松（2019）によれば、収益認識会計基準は原価、費用、損失に関する会計処理まで定めたものではなく、商品の売手と買手の処理は表裏一体、ミラーでなければならない、という指摘はされず、そもそも相手側でどのような処理がなされているかは知る由もない、と指摘している<sup>14</sup>。

益認識会計基準の制定趣旨のひとつに「財務諸表の比較可能性」の担保がある。「企業力」を測る指標のうち、最も重要なものの一つが収益である。いくら社内外で様々な企業努力をしても、そもそも売上（収益）がないことには始まらない。財務諸表を利用する側からすれば、収益の大小は企業の価値を判断する上の最も注目すべき項目のひとつである。

最終的には同じ利益であっても経理処理方法によって収益の計上額が異なっては、財務諸表の利用者に誤ったメッセージを与えかねない、それゆえ収益の計上方法を統一するべく用意されたものが収益認識会計基準である、といえる。だから原価、費用、損失にまでは収益認識会計基準の適用は及ばないものとされているのだろう。

しかしながら、ひとつの取引に関しては一方が売上なら他方は仕入であり、ともに同額のはずである。ひとつの未決済に関して一方が売掛債権を持てば他方は買掛債務であり、ともに同額のはずである。同じ取引を一方の面から見た場合と他方から見た場合には、ちょうどコインの裏表のように、鏡に映った自分の姿を見ているようなものであるはずである。会計のルールは、難しい理論を待たずしてもこのようなコンセプトに基づいて処理することがわかりやすく誤解を生じさせにくいもののはずである。

収益認識会計基準に基づいて計上された会計処理は、相手方でも同じ金額の反対処理を行うべきである。確かに成松の指摘にある通り、取引相手方の経理処理を知るとはほぼ不可能であることは間違いないが、この取引ならこのような会計処理をするだろうことはわかるはずである。ポイントに関していえば契約負債に相当する金額を持つ企業の相手方が収益認識会計基準を採用している企業ならば、その相手側企業でも同額の契約資産を計上し双方の会計処理が対をなしているように処理するべきであろう。

## 12. おわりに

収益認識会計基準の採用により、ポイントに関する会計処理もいくつかの変更がなされるこ

ととなった。また、会計と法人税法、あるいは消費税法との乖離も指摘されるようになっている。

入金額や確定した売掛債権額のうち実現したものは収益であり、いまだ実現していないものは前受金である。収益認識会計基準は従来の会計処理をより明確にしたもので、根本的な考え方には従来と違いがないように筆者には思われる。しかしながらその基準を厳密に満たすように会計処理することは相当な事務処理能力やコストを伴うことになる。また会計処理と同時にを行うことになる法人税や消費税処理との乖離は現場に大きな負担とリスクをもたらすこととなるように思われる。

収益認識会計基準は現在のところ一部の大企業にのみ適用されるものであるが、将来はその他の企業にも適用されることとなるかもしれない。法人税法はすべての会社に適用され消費税法も一部の極小規模の企業を除いて適用されている。あまりにも煩雑な処理を要求するものであれば、実務が追いつかないし、会計数値の信頼性も低下してしまうだろう。

収益認識会計基準の導入により会計と法人税や消費税の取り扱いに大きな差異が生ずれば実務が混乱し、適正な納税環境を破壊することになりかねない。

収益認識会計基準はまだ本格導入には至っていないとはいえ状況であり今後様々な問題が浮上してくることも想像される。またポイント・プログラムは今後更に多くの企業で更に多くのパターンを伴って発展していくものと思われる。

今後もポイントに関する収益認識会計基準の適用の問題点に注目していきたい。

#### 本文中の法令等の略語

「適用指針」	企業会計基準適用指針第30号 収益認識に関する会計基準の適用指針
「法基通」	法人税基本通達
「消基通」	消費税法基本通達

#### 注

- 1 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」は「収益認識会計基準」、「収益認識基準」などといわれることがあるが、本稿では一部引用部分を除いて以下「収益認識会計基準」ということとする。
- 2 村上（2017）2頁
- 3 村上（2017）7頁
- 4 石川（2010）8頁
- 5 新日本有限責任監査法人（2018）1頁
- 6 石川（2008）15頁
- 7 村上（2017）11頁
- 8 太田（2018）65頁
- 9 太田（2018）66頁より引用・一部修正加除筆。

- 10 太田（2018）141頁
- 11 太田（2018）150頁
- 12 太田（2018）151頁から153頁より引用・一部修正加除筆。ただし先行研究では、消費税率は8%として計算されていたが、2019年10月以降消費税の標準税率は10%となったため、筆者において消費税率が10%であるとして一部設例を変更している。
- 13 国税庁ホームページより引用・一部修正。ただし注12と同じ理由により、筆者において同様に消費税率を10%として一部設例を変更している。
- 14 成松（2019）10頁

## 参考文献

- 石川雅之. (2008). ポイント債務とその会計処理, 愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科 篇第4号
- 石川雅之. (2010). ポイント引当金再論, 愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科 篇第6号
- 太田達也. (2018). 「収益認識会計基準と税務」完全解説. 税務研究会出版局
- 国税庁ホームページ『「収益認識に関する会計基準」への対応について』  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2018/02.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2018/02.htm) 2019年10月2日 取得
- 新日本有限責任監査法人. (2018). 何が変わる? 収益認識の実務～影響と対応. 中央経済社
- 鶴田泰三. (2018). 収益認識会計基準の創設と法人税法の改正, 東京税理士会平成30年度第23回会員研修会資料
- 中村亮介. (2016). 「ポイントプログラムの簿記処理と新たな収益認識基準」, 『日本簿記学会年報』第31号 79-87頁
- 中村亮介. (2018). 「新しい収益認識基準におけるポイントプログラムの会計処理の分類」, 『日本簿記学会 実務研究部会 収益会計の現状と課題 最終報告書』32-43頁
- 成松洋一. (2019). Q & A 収益認識における会計・法人税・消費税の異同点. 税務研究会出版局
- 水野康裕. (2011). ポイント・マイレージ・サービスに関する会計処理—日本と諸外国の比較検討を通じて—, 早稲田大学大学院会計研究科専門職学位論文
- 村上翔一. (2017). ポイントに関する会計処理—事例及び会計処理の解釈を通じて—. 明治大学大学院経営学研究科博士学位請求論文